

平成25年第1回羅臼町議会定例会（第3号）

平成25年3月15日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告
- 日程第 2 議案第12号 羅臼町老人福祉センター等設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 議案第13号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議案第14号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例制定について
- 日程第 5 議案第15号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例制定について
- 日程第 6 議案第16号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例制定について
- 日程第 7 議案第17号 羅臼町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について
- 日程第 8 議案第18号 羅臼町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定について
- 日程第 9 議案第20号 羅臼町町営住宅等整備基準条例制定について
- 日程第10 議案第21号 羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例制定について
- 日程第11 議案第19号 羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 発議第 1号 羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第13 発議第 2号 羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 発議第 3号 平成25年度地方財政対策に関する意見書
- 日程第15 発議第 4号 安心できる介護制度の実現を求める意見書
- 日程第16 発議第 5号 T P P交渉参加阻止を求める意見書
- 日程第17 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	高村和史君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	鹿又政義君		8番	佐藤晶君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	池田栄寿君	監査委員	浦崎頼男君
教育委員長	石川勝君	企画振興課長	久保田誠君
総務課長	川端達也君	税務財政課参事	櫻井房雄君
環境生活課長	五十嵐勝彦君	保健福祉課長	渡辺憲爾君
保健福祉課長補佐	洲崎久代君	地域包括支援センター課長	斉藤健治君
水産商工観光課長	石田順一君	水産商工観光課長補佐	堺昇司君
建設水道課長	高橋力也君	建設水道課長補佐	北澤正志君
学務課長	中田靖君	社会教育課長	太田洋二君
郷土資料館長	涌坂周一君	診療所連携室課長	対馬憲仁君
会計管理者	野理幸文君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	寺澤哲也君	次長	米屋猛君
--------	-------	----	------

午前10時00分 開議

◎開 議 宣 告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（村山修一君） 日程第1 予算審査特別委員会に付託いたしました11日の一括上程に係る議案第5号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第22号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの8件の審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長佐藤晶君。

○8番（佐藤 晶君） 予算審査特別委員会の審査経過と結果を報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第5号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第11号職員の給与の特例に関する条例制定について及び議案第22号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの8件の審査の結果につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、委員会審査結果報告を議長に提出しております。

審査結果について報告いたします。

本委員会は、3月11日の本会議において、議員全員による予算審査特別委員会として設置され、平成25年度一般会計予算外8件について、3月12日、13日及び14日の3日間にわたって慎重かつ熱心に審査が行われました。その結果、平成25年度目梨郡羅臼町一般会計予算及び各特別会計予算、企業会計予算並びに関連する条例等につきましては、出席委員の全員一致により原案のとおり可決、決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査経過と結果を申し上げ、委員長の報告いたします。

○議長（村山修一君） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第5号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第22号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの8件につきまして、一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第22号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの8件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第1 議案第5号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第22号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの8件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第12号 羅臼町老人福祉センター等設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長(村山修一君) 日程第2 議案第12号羅臼町老人福祉センター等設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(渡辺憲爾君) 議案の52ページをお願いします。

議案第12号羅臼町老人福祉センター等設置条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町老人福祉センター等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

羅臼町老人福祉センター等設置条例の一部を改正する条例。

羅臼町老人福祉センター等設置条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正につきましては、新たな指定管理者の決定に伴い、今まで町が事業所指定を受け、社会福祉協議会に業務を委託してきましたデイサービス事業の廃止に伴い、条文を見直し、文言を整理するものでございます。説明につきましては、参考資料の資料1、1ページ、新旧対照表にて説明いたします。

羅臼町老人福祉センター等設置条例の一部を改正の新旧対照表です。

第1条中、網かけ下線が改正をする文言でございます。在宅老人デイ・サービスセンター並びに生きがいデイ・サービスセンターを削り、羅臼町在宅老人デイサービスセンターに改めるものです。

第2条中2号、羅臼町在宅老人デイ・サービスセンター、3号羅臼町生きがいデイ・サービスセンターを削り、2号、羅臼町在宅老人デイサービスセンターに改めるものです。

第4条、また、在宅老人デイ・サービスセンター及び生きがいデイ・サービスセンターを利用する者は、あらかじめ契約、又は町長の承認を受け別に定める利用料を納入しなければならないを削るものであります。

2ページをお願いします。

第7条、地方自治法の次に、（昭和22年法律第67号）を加えるものです。

2項1号、町長が定めるものを除くの次に、句点の丸を加えるものです。

附則としまして、施行期日ですが、この条例は平成25年4月1日から施行するものがあります。

なお、今回の条例改正に伴い、羅臼町老人福祉センター等設置条例施行規則につきましても、デイサービス事業の廃止に伴い、条項条文を見直し、文言を整理することにしてございます。また、羅臼町在宅老人デイ・サービスセンター指定通所介護事業所運営規程につきましても、廃止とするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑終わります。

これから、議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第12号羅臼町老人福祉センター等設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第2 議案第12号羅臼町老人福祉センター等設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第13号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第3 議案第13号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 54ページお願いします。

議案第13号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正につきましては、平成25年度税制改正大綱により、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するための措置がされ、国民健康保険法施行令の一部の改正によるものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険から後期高齢者医療に移行したものと同一の

世帯の国民健康保険の世帯の国民健康保険税について、さきに講じられています当該移行後5年間の2分の1の軽減措置に加え、移行後5年から8年までの間において4分の1の軽減措置が講じられるものです。また、国民健康保険税の減免措置に係る基準について、国民健康保険から後期高齢者に移行後の5年目までの間に限り減額して算定している措置が、期限を区切らない恒久措置となるものです。具体的な改正内容につきましては、別冊の参考資料、資料の2、3ページからの新旧対照表にて説明いたします。

条文中の特定世帯とは、基本的に二人世帯の国民健康保険加入世帯で、75歳の年齢到達等の要件により後期高齢者医療保険に1名が移行し、国民健康保険に1名が残った世帯です。この場合、保険制度が個々になるため負担がふえることとなります。現行、この特定世帯について、最初の5年間は2分の1に減額とする措置が講じられているところでございます。

第5条であります。1号の5年を8年に改め、同条2号の1万7,000円を1号の2分の1、ただし、移行後の5年間とし、以降3年間は1号の4分の3に改めるものです。

第7条の2は、後期高齢者支援金等課税額です。2号の3,500円を第5条の2号と同様に改めるものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額です。1号は7割の軽減世帯です。イは国民健康保険の医療分です。エは後期高齢者支援金等課税額です。以下、同様でございます。2号は5割の軽減世帯です。5ページの3号は、2割の軽減世帯であります。それぞれの網かけの(イ)の特定世帯の金額を、改正後は、(ア)の2分の1、ただし、移行後5年間とし、以降の3年間は(ア)に4分の1を乗じて得た数の合計とするものでございます。

附則として、施行期日でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

なお、本条例につきましては、去る3月4日に開催されました第1回国保運営協議会に諮問し、承認をいただいておりますことを申し添えます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第13号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第13号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第3 議案第13号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第14号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第4 議案第14号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 議案の56ページをお願いいたします。

議案第14号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例制定について。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を別紙のとおり制定する。

57ページをお願いいたします。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例。

今回の条例制定は、国が平成23年5月2日に公布いたしました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法により、これまで政令や省令等により定められていたものを、この法律により市町村の条例で定めることとなりました。なお、施行期日は平成24年4月1日ですが、1年間の経過措置があるため、今回の上程となったものであります。

内容的には、地域主権一括法に伴う関係法律である国が示したものとして、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が制定されました。それらの中で、介護保険法について所要の改正が行われ、これまで介護保険法に定められていた事業者の指定に関する一部の基準や、厚生労働省令で定められていた介護サービスに係る基準を定めるものであります。

なお、条例の説明についてですが、内容が膨大なため、概要として別冊の資料にて御説明申し上げますので、御理解を賜りたいと存じます。

では、別冊の参考資料8ページ、資料4をお願いいたします。

(1) は対象となるサービスで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護から、一番下の複合型サービスの8件でございます。

(2) は条例の基準となる省令で、平成18年の厚生労働省令を基準とし、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を、従うべき基準、標準、そして参酌すべき基準としております。ここで、基準を簡略に説明いたします。従うべき基準と

は、必ず適合しなければならない基準でございます。標準については、地域の実情に応じ、一定の範囲内で基準の異なる内容を定めることが許容されるものでございます。参酌すべき基準は、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものでございます。

(3)は、町の考え方として、条例で定める基準のうち、上記の従うべき基準及び標準については省令どおりの基準とし、参酌すべき基準は、町の独自の内容として非常災害対策を採用します。内容的には、次のページ、表1で説明いたします。項目は非常災害対策です。対象サービスは、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護でございます。次に省令ですが、現在、国で定められている非常災害対策に関する条文の内容でございます。続きまして、町の基準は、国の省令に対し、町が新たに項目を追加する条文の内容でございます。次に、町が新たに追加する理由でございます、地域主権一括法に基づく北海道が制定する条例の中で、東日本大震災を受け、自然災害に関する対策を加えて制定したことに伴い、当町においても同じ考え方に基づき、羅臼町独自の基準として制定するものでございます。

表の下に、当町の独自基準第102条、非常災害対策の条文でございます。第102条指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。2項は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。3項は指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。なお、米印の第149条、第177条、第189条に、この第102条を準用しております。

続きまして9ページ下段から10ページ及び11ページにわたり、条例の第1条から第202条と附則を、総則に始まり、それぞれ基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を、対象となるサービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護から複合サービスまで条文を集約しております。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第14号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及

び運営に係る基準に関する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第14号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第15号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第15号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 議案の180ページをお願いいたします。議案第15号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例制定について。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を、別紙のとおり制定するものでございます。

181ページをお願いいたします。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例。

この条例につきましても、先ほど議案第14号で説明申し上げました地域主権一括法に伴い、国が示したものとして、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により改正され、これまで省令で定めていた指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等について、市町村の条例で定めることとされて

います。また、条例の説明につきましても、先ほど同様、内容が膨大なため、概要として別冊資料にて御説明申し上げますので、別冊の参考資料12ページ、資料5をお願いいたします。

(1)は、対象となるサービスは、介護予防認知症対応型通所介護と介護予防小規模多機能型居宅介護並びに介護予防認知症対応型共同生活介護の3点でございます。(2)は、条例の基準となる省令は、平成18年の厚生労働省令で、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を、従うべき基準、標準、そして参酌すべき基準としております。(3)の町の考え方につきましては、議案第14号と同じでございますので割愛させていただきます。

資料の13ページをお願いいたします。

表の2です。項目は非常災害対策、対象サービスは介護予防小規模多機能型居宅介護と介護予防認知症対応型共同生活介護です。次に、省令と町の基準及び理由につきましても、先ほどの議案第14号と同じでございますので、割愛させていただきます。

表の下段に、第59条、非常災害対策の条文でございます。第59条の条文ですが、先ほどの議案第14号の条例第102条との相違は、初めの部分の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者でございまして、これ以降の条文と、この後の2項並びに3項においても同様でございますので、割愛させていただきます。

下段の表につきましては、14ページまで記載されておりますが、総則に始まり、それぞれ、基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を、対象となるサービス、介護予防認知症対応型通所介護から介護予防認知症対応型共同生活介護までの条文を集約しております。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで質疑を終わります。

これから、議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第15号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第15号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介

護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第16号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第16号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 議案の232ページをお願いいたします。

議案第16号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例制定について。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例を別紙のとおり制定する。

233ページをお願いいたします。

羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例。

この条例につきましても、地域主権一括法に伴い国が示したものとして、関連介護保険法の一部改正により、指定地域密着型サービス事業者の入所定員及び指定に関する申請者を条例で定めるものでございます。先ほど同様、説明につきましては、別冊参考資料16ページ、資料6の条文にて御説明いたします。なお、15ページにつきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

条文の第1条は、条例の趣旨であります。第2条、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員は、29人以下とする。第3条、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者は法人とする。第4条、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者は法人とする。なお、基準の区分といたしましては、入所定員29人以下と上記の二つの申請者を法人とするにつきましては、従うべき基準でございます。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第16号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る

入所定員等に関する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第16号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第17号 羅臼町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第17号羅臼町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（高橋力也君） 議案の234ページをお願いします。

議案第17号羅臼町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について。

羅臼町道路の構造の技術的基準等を定める条例を、別紙のとおり制定するものでございます。

235ページをお願いいたします。

羅臼町道路の構造の技術的基準等を定める条例。

内容的には、先ほど御説明しました介護保険法と同様に、地域主権一括法に伴う関係法律である国が示した基準として、道路構造令及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を受けて、基本的には国と同一の基準としますが、積雪寒冷地の地域性を考慮し、北海道の定めた基準を参酌した上で、当町の実態も踏まえ、技術的基準の必要な事項を条例化したものであります。

次に、条例の説明についてですが、内容が膨大なため、別冊の資料にて国の基準と同一の条文は割愛し、北海道の基準を適用した条文のみを簡略に御説明申し上げますので、御理解を賜りたいと思います。

では、別冊資料の17ページの資料7をごらんください。

第1条及び第2条の趣旨及び定義については、道基準に沿って制定しています。第3条の括弧書きの車両設計については、道基準にないため制定なしとし、反対に、第4条の町道の構造の技術的基準については、国の基準にはありませんが、道基準にありますので制定しています。第6条及び第8条については、道基準に沿って除雪を考慮するという文言を追加するものであります。第9条は、一部道基準に沿って適用とし、括弧書きの軌道敷については当町は該当しないため、制定なしとしました。次のページの第11条から12

条は、道基準に沿って適用とし、第13条の括弧書きは、道基準に沿って逆に削除しています。第14条は、道基準による積雪寒冷地域の特殊性を文言として明確化しました。第15条の括弧書きは、道基準に沿っていないため、制定なしとしております。第19条は道基準とし、次のページ、第22条、23条、25条、28条については、道基準による積雪寒冷地域の特殊性を文言として明確化しました。次のページの第30条の括弧書きについては、当町には立体交差や鉄道も存在しないので、関連文言を削除しました。第43条の標識の寸法については、道基準に沿って、視認性及び国道、道道等との整合性を考慮して、道と同様に規則で定めることとしました。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

また、議案には、附則第2項として、工事中の町道については従前の例によるものとしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第17号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第17号羅臼町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第17号羅臼町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第18号 羅臼町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第18号羅臼町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（高橋力也君） 議案の253ページをお願いします。

議案第18号羅臼町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定について。

羅臼町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定するものでございます。

254ページをお願いいたします。

羅臼町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例。

内容的には、前段で御説明申し上げた、地域主権一括法に伴う関係法律である、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法が改正され、この法律に関する基準を条例化したものであります。基本的には国と同一の基準としますが、道の整備基準及び北海道福祉のまちづくり条例の基準を参酌した上で条例化したものであります。このバリアフリー新法の改正は、駅、官公庁、福祉施設などを結ぶ、いわゆる特定道路と言われているもので、歩道の勾配や構造等の整備基準について、当町では現在、特定道路の要件に該当する町道はありませんが、今後該当する場合を想定し制定するものであります。

次に、条例の説明についてですが、内容が膨大なため、概要として別冊の資料にて特記事項を交えながら御説明申し上げます。では、別冊資料の21ページの資料8をごらんください。

第1条から第2条は、移動等円滑化のために必要な基準を定めるよう明記しているものであります。第3条から10条は、歩道から車両乗入れ部までの具体的な設置規定を示しております。その中で、歩道等に排水施設を設置する場合は、つえや車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝ふたを設けることが示されております。第11条から18条は、立体横断施設からベンチ及び上屋までの具体的な設置規定を示しております。その中で、階段の高さが3メートル以上の場合は、その途中で踊場を設けることが示されております。第19条から34条は、障害者用駐車及び停車施設から、防雪施設までの具体的な設置規定を示しております。その中で、障害者用施設について、出入口から駐車場へ通じる距離をできるだけ短くなる位置に設けることが示されております。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

また、議案には、附則第2項から6項までについて、歩道や車道乗入れ部の基準について、市街地や地形の状況によってやむを得ない場合によっては、この限りではないことを示しております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第18号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第18号羅臼町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定については、原案のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第18号羅臼町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第20号 羅臼町町営住宅等整備基準条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第20号羅臼町町営住宅等整備基準条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（北澤正志君） 議案の268ページをお願いします。

議案第20号羅臼町町営住宅等整備基準条例制定について。

羅臼町町営住宅等整備基準条例を、別紙のとおり制定する。

269ページをお願いします。

羅臼町町営住宅等整備基準条例。

内容的には、前段で御説明申し上げました地域主権一括法に伴う関係法律である公営住宅法が改正され、町営住宅及び共同施設の整備に当たっての基本的な理念、配慮について定めるとともに、敷地の位置、安全等の基準、住宅等の基準について、市町村の条例で定めることとなりました。

本条例は国の参酌基準を基本としておりますが、一部、内容的に当町に該当しない箇所があり、除いております。そのほかは参酌基準どおりでございます。

第1条は、趣旨であります。この条例は、公営住宅法（以下、法という。）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、町営住宅及び共同施設（以下、町営住宅等という。）の整備に関する基準を定めるものとする。

第2条は、定義でございます。この条例において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。1号、町営住宅、町が建設、買い取り、または借上げを行い、低額所得者に賃貸または転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。2号、共同施設、法第2条第9号及び公営住宅法施行規則第1条に規定する施設をいう。

第3条は、健全な地域社会の形成についてでございます。町営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

第4条は、良好な居住環境の確保でございます。町営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

第5条は、費用の縮減への配慮についてでございます。町営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

第6条は、位置の選定でございます。町営住宅等の敷地（以下、敷地という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

第7条は、敷地の安全等でございます。270ページです。敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れまたは出水のおそれがある土地その他これらに類似する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。2項、敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、または処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

第8条は、住棟等の基準でございます。住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

第9条は、住宅の基準でございます。住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。2項、住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。3項、住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。4項、住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分いう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。5項、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

第10条は、住戸の基準でございます。町営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共有部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。2項、町営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。3項、町営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

271ページです。

第11条は、住戸内の各部についてでございます。住宅内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むこと

ができるための措置が講じられていなければならない。

第12条は、共用部分についてでございます。町営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

第13条は、附帯施設についてでございます。敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。2項、前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

第14条は、児童遊園についてでございます。児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

第15条は、集会所についてでございます。集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

第16条は、広場及び緑地でございます。広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

第17条は、通路についてでございます。敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。2項、通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すりまたは傾斜路が設けられていなければならない。

第18条は、委任でございます。この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるとしております。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行し、同日以降に整備する町営住宅等に適用するものでございます。

なお、参考資料としまして別冊参考資料22ページ資料9に国の参酌基準と当条例との比較表が記載されておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第20号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第20号羅臼町町営住宅等整備基準条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第20号羅臼町町営住宅等整備基準条例制定については、原案のとおり可決されました。

**◎日程第10 議案第21号 羅臼町水道布設工事監督者の配置基準
及び資格並びに水道技術管理者の資格
に関する条例制定について**

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第21号羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（高橋力也君） 議案の273ページをお願いいたします。

議案第21号羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例制定について。

羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例を、別紙のとおり制定するものでございます。

274ページをお願いします。

羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例。

内容的には、前段で御説明申し上げた地域主権一括法に伴う関係法律である水道法が改正され、水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準を条例化したものでございます。基本的には、国と同一の基準となっております。

第1条は、趣旨であります。この条例は、水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、水道の布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者（以下、布設工事監督者という。）の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条は、布設工事監督者を配置する工事であります。法第12条第1項の条例で定める水道の布設工事は、次に掲げる水道施設の工事とする。第1項は新設工事、第2項1日に給水することができる最大の水量、水源の種別、取水地点または浄水方法の変更に係る工事。第3号、沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備または配水池の新設、増設または大規模の改造に係る工事。

第3条は、布設工事監督者の資格であります。法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

第1号、学校教育法による大学の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学または水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第2号、学校教育法による大学の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第3号、学校教育法による短期大学または高等専門学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第4号、学校教育法による高等学校または中等教育学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

275ページです。

第5号、第1号または第2号に規定する卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した後、または大学の専攻科において衛生工学もしくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する卒業者にあつては1年以上、第2号に規定する卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第6号、外国の学校において、第1号もしくは第2号に規定する学科目または、第3号もしくは第4号に規定する課程に相当する学科目または課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において習得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第7号、技術士法第4条第1項に規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道または水道環境を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第8号、10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第4条は、水道技術管理者の資格であります。法第19条第3項の条例で定めた資格は、次のとおりとする。

第1条、前条各号に掲げる者であること。

第2号、前条第1号、第3号または第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する学科目またはこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者にあつては6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第3号、前条第1号、第3号または第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者にあつては5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者にあつては7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者にあつては9年

以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第4号、外国の学校において前2号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第5号、10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第6号、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。なお、参考資料として別冊の参考資料25ページ資料10に記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第21号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第21号羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第21号羅臼町水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第19号 羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第19号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（北澤正志君） 議案の266ページをお願いします。

議案第19号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第14号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

267ページをお願いします。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正は、福島復興再生特別措置法によりまして、原子力災害による避難者である同措置法第21条に規定する居住制限者について、公営住宅への入居要件が緩和されたことによるもので、居住制限者について町営住宅の入居者資格として、本条例に規定されているうちの同居親族要件と入居収入基準を満たしていなくても、特例として入居者資格があるものと見なすよう規定するものでございます。また、本条例の入居者資格の特例の対象である老人等及び被災者等について、暴力団員でないことの条件を明確化するため、一部改正するものでございます。第6条中、「第2号及び第3号」を「第1号を」に、「にあっては第3号」を「及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条第1項に規定する居住制限者にあつては第1号及び第2号を除く。」に改め、第7条第2項中「第2号及び第3号」を「第1号を除く。」に改める。

附則としまして、施行期日、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料としまして、別冊の参考資料6ページ、資料3に新旧対照表を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで、質疑を終わります。

これから、議案第19号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第19号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第19号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、11時20分まで休憩します。11時20分再開します。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 発議第1号 羅臼町議会会議規則の一部を改正する
規則制定について

○議長（村山修一君） 日程第12 発議第1号羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番（田中 良君） 発議第1号羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定について。

羅臼町議会会議規則（平成2年規則第8号）の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成25年3月15日提出。羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員田中良。賛成者、羅臼町議会議員高村和史、同じく坂本志郎、同じく湊屋稔。

羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則。

羅臼町議会会議規則（平成2年規則第8号）の一部を次のように改正する。

目次中、第14章会議録（第114条から第116条）、第15章全員協議会（第117条）、第16章議員の派遣（第118条）、第17章補則（第119条）を、第14章公聴会（第114条から第119条）、第15章参考人（第120条）、第16章会議録（第121条から123条）、第17章全員協議会（第124条）、第18章議員の派遣（第125条）、第19章補則（第126条）に改める。

第16条中第1項中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第71条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改める。

第17章中第119条を第126条とする。

第17章を第19章とする。

第16章中第118条を第125条とする。

第16章を第18章とする。

第15章中第117条を第124条とする。

第15章を第17章とする。

第14章中第116条を第123条とし、第115条を第122条とし、第114条を第121条とする。

第14章を第16章とし、第13章の次に次の2章を加える。

第14章、公聴会。

第114条、公聴会開催の手続。議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。2項、議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

第115条、意見を述べようとする者の申出。公聴会に出席して意見を述べようとする

者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

第116条公述人の決定。公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下、公述人という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。2項、あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

第117条公述人の発言。公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。2項、前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。3項、公述人の発言がその範囲を超え、または公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、または退席させることができる。

第118条、議員と公述人の質疑。議員は公述人に対して質疑をすることができる。2項、公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

第119条、代理人または文書による意見の陳述。公述人は代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章参考人。

第120条、参考人。議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。2項、前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。3項、参考人については、第117条（公述人の発言）、第118条（議員と公述人の質疑）及び前条（代理人または文書による意見の陳述）の規定を準用する。

附則、施行期日。この規則は、公布の日から施行する。提出理由。地方自治法の一部改正に伴い、会議における公聴会の開催及び参考人の招致に関する規定を定めるほか、所要の規定を整備するものである。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければこれで質疑を終わります。

これから、発議第1号を採決します。この採決は、起立によって行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 発議第1号羅臼町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第2号 羅臼町議会委員会条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第13 発議第2号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番（田中 良君） 発議第2号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会委員会条例（平成2年条例第18号）の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成25年3月15日提出。羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員田中良。賛成者、羅臼町議会議員高村和史、同じく坂本志郎、同じく湊屋稔。

羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例。

羅臼町議会委員会条例（平成2年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中第4項を第7項とし、第1項から第3項までを3項ずつ繰り下げ、同条に第1項から第3項までとし、次の3項を加える。議員は、少なくとも一つの常任委員となるものとする。2項、常任委員及び議会運営委員は、会期の初めに議会において選任する。3項、特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。提出理由、地方自治法の一部改正に伴い、委員の選任方法及び在任期間等に関する規定を定めるものである。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、発議第2号を採決します。この採決は、起立によって行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 発議第2号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第3号 平成25年度地方財政対策に関する意

見書

○議長（村山修一君） 日程第14 発議第3号平成25年度地方財政対策に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 発議第3号平成25年度地方財政対策に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成25年3月15日提出。羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者羅臼町議会議員坂本志郎。賛成者羅臼町議会議員田中良、同じく佐藤晶、同じく小野哲也。

平成25年度地方財政対策に関する意見書。

平成25年度地方財政対策は、一般財源総額が前年と同水準で確保されており、これまで地方税財源の安定的な確保について強く要請してきた地方の声を理解していただいたものと、関係各位の御尽力に対し敬意と感謝の意を表すところである。しかしながら、国の財政再建を目的とした三位一体改革によって、市町村は地域間格差が拡大し、厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済、雇用状況と相まって、地域の疲弊が深刻化していることに加えて、地方税制は地方の自主的な根幹をなすにもかかわらず、平成25年度税制改正大綱では地方の声が十分に反映されたものとはいえないなど、地方は将来の財政運営に大きな不安を抱いている。

このような状況において、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与削減を求めるために地方交付税を削減したことは、その根拠が極めて不明確な上に、厳しい財政事情から国に先駆けて、給与の独自削減や定数削減を行っていた地方の努力を踏みにじる極めて不合理な措置であり、同時に、地方交付税制度の「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」及び「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」を無視した、税源が乏しく財政基盤の脆弱な団体ほど、その影響を大きく受ける不公平な政策である。

特に、地方との十分な協議を経ないまま、国の政策を地方に一方的に押しつけるために、地方固有の財源である地方交付税を削減したことは、これまでの国と地方の信頼関係を大きく損なう非常に理不尽な措置で、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

よって、国は、今回のような措置を二度と繰り返さないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。平成25年3月15日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第3号を採決します。この採決は、起立によって行います。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 発議第3号平成25年度地方財政対策に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、政府関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第15 発議第4号 安心できる介護制度の実現を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第15 発議第4号安心できる介護制度の実現を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 発議第4号安心できる介護制度の実現を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成25年3月15日提出。羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者羅臼町議会議員坂本志郎。賛成者羅臼町議会議員田中良、同じく佐藤晶、同じく小野哲也。

安心できる介護制度の実現を求める意見書。

「家族を介護負担から解放する」をうたい文句として介護保険制度が始まって以来、制度改革がなされるたびに給付が削減され、使いづらい制度となっています。2012年4月の介護報酬改定では、ヘルパーが訪問して行う訪問介護での生活援助の時間区分が、これまでの「30分以上60分未満」「60分以上」から「20分以上45分未満」「45分以上」へと短縮されたことにより、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパーの収入減など様々な問題が表面化し、利用者の自立を妨げるものとなっています。介護保険の利用限度額上限に達したり自己負担の利用料負担が大きくなり過ぎるなどで、必要な介護を受けることが出来ず、家族の介護負担もいっこうに軽減されていません。また、介護労働者の賃金は他産業と比較して大幅に低く、職場では離職者が後を絶ちません。働き続けられる賃金へ改善が急務です。医療費の抑制の名のもとに入院日数が削減され、「病院から在宅へ」の流れが強まっていますが、在宅医療も介護もその受け皿としては余りにも脆弱な体制です。利用者本位の制度改善とサービスを提供する側の処遇改善が急がれます。

以上の趣旨から下記の事項について要望します。

記。1、介護保険制度を改善し介護報酬を引き上げるとともに、介護保険料、利用料

を国の責任で軽減すること。

2、訪問ヘルパーによる生活援助の時間短縮と上限引き下げを見直し、必要なサービスを受けられるように努めること。

3、全額国費負担による介護職員の賃金引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。平成25年3月15日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑終わります。

これから、発議第4号を採決します。この採決は、起立によって行います。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 発議第4号安心できる介護制度の実現を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、政府関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第16 発議第5号 TPP交渉参加阻止を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第16 発議第5号TPP交渉参加阻止を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

湊屋稔君。

○1番（湊屋 稔君） 発議第5号TPP交渉参加阻止を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成25年3月15日提出。羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員湊屋稔。賛成者、羅臼町議会議員田中良、同じく高村和史、同じく坂本志郎。

TPP交渉参加阻止を求める意見書。

TPPは関税を全て撤廃することが原則であり、我が国の農林水産業や農山漁村にこれまでない壊滅的な打撃を与え、我が国の食糧安全保障を根底から揺るがし、食糧自給率を低下させ、地域経済、社会の崩壊を招くおそれがある。また、TPPは、一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にも関わる極めて重大な問題である。

このような協定に交渉参加することは、断固反対であり、よって、次の事項について強く要望する。

記。1、T P P交渉への参加は、国益を損なう極めて重大な問題であり、到底国民の合意は得られない。政府は事前協議を含めた一切のT P P交渉参加に向けた取組みを断念すること。

2、農漁業をはじめとする多様な一次産業の共存と資源の継続的な利用を図るため、必要な国境措置を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。平成25年3月15日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければこれで質疑終わります。

これから、発議第5号を採決します。この採決は、起立によって行います。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 発議第5号T P P交渉参加阻止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、政府関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第17 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第17 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時44分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（村山修一君） お諮りします。

町長から、議案第23号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第23号 平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 追加日程第1 議案第23号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました議案第23号でありますけれども、平成24年度の一般会計の補正予算でございます。

このことにつきましては、この議会におきまして除雪費の補正をお願いしたわけでありましてけれども、特に2月末、さらには3月上旬と、二度にわたって豪雪に見舞われ、想定以上に除雪費がかさむということで、今回再び除雪費の補正をお願いしたいということで、2,100万円のうちの1,500万円が除雪費にかかるものでございます。それと同時に、各公共施設等の点検をいたしましたところ、それぞれ、降雪により、特に屋根部分に積雪が多く、施設に補修等の必要が出てまいったということも含めまして、今回補正をお願いするわけでございます。

以下、内容につきましては、担当のほうから説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案第23号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,104万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,515万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条は、繰越明許費であります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

13款国庫支出金212万5,000円を追加し、1億1,647万2,000円。2項国庫補助金212万5,000円を追加し、1,478万7,000円。

18款1項繰越金1,633万6,000円を追加し、5,567万5,000円。

19款諸収入258万4,000円を追加し、3,058万3,000円。4項雑入258万4,000円を追加し、2,908万円。

歳入合計2,104万5,000円を追加し、36億3,515万7,000円。

歳出でございます。

3款民生費277万5,000円を追加し、4億9,568万8,000円。1項社会福祉費277万5,000円を追加し、3億9,719万8,000円。

7款土木費1,827万円を追加し、1億1,868万5,000円。2項道路橋りょう費1,827万円を追加し、1億1,699万8,000円。

歳出合計2,104万5,000円を追加し、36億3,515万7,000円。

4ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございます。

3款民生費1項社会福祉費、事業名は春日町福祉館補修事業226万6,000円。7款土木費2項道路橋りょう費、事業名道路ストック総点検事業327万円でございます。それぞれ、翌年度に繰り越して行う事業としてでございます。

5ページをお願いいたします。事項別明細書により御説明を申し上げます。

歳入でございます。

13款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金212万5,000円の追加でございます。道路ストック総点検事業に係る国の補助金でございます。事業費327万円の65%の収入でございます。

18款1項1目繰越金1,633万6,000円の追加でございます。財源調整のために、前年度繰越金に求めたものでございます。

19款諸収入4項3目雑入258万4,000円の追加でございます。春日町、海岸町の福祉館に豪雪による被災があったため、町有物件の共済金を受けるものでございます。なお、このうち226万6,000円春日町の被災につきましては、全額、共済金を受けられるものでございます。なお、海岸町につきましては、一部認められない部分がございます。

7ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費2目社会福祉施設費で、277万5000円の追加でございます。内容につきましては、工事請負費、春日町福祉館の

補修工事 226万6,000円、海岸町南へき地保健福祉館の補修工事 50万9,000円
でございます。町長が前段申し上げましたとおり、2月8日から9日、また3月2日から
3日の暴風雪により、屋根に積もった雪のために、春日町福祉館は一部軒天部分がつぶれ
た状態となっております。屋根板金工事含めて226万6,000円の補修が必要となっ
たことであります。海岸町南へき地保健福祉館につきましては、屋根に積もった雪により
集合煙突が倒壊し、危険な状態となったために補修が必要となったものでございます。

7款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費1,827万円の追加でございます。委
託料でございます。1点目は除雪業務委託料1,500万円でございます。除雪費用で
ありますが、当初予算4,500万円を計上し、除排雪を委託しておりましたが、2月8
日から9日の暴風雪により予算に底がつく状況となりまして、2月8日付で4,000万
円の専決処分をさせていただいたところでございます。その後、3月2日から3日に再び
暴風雪に見舞われたことから、さらに除雪費用に不足が生じ、3月末までの予測をいたし
まして、1,500万円の追加をお願いするものでございます。この補正によりまして、
24年度の除雪費用は1億円となる見込みでございます。

次に、道路ストック総点検事業327万円でございます。この事業につきましては、国
の補正予算の中で採択の内示を受けたものでございます。事業内容は、町道の今後の適正
な維持管理、修繕の基礎資料を得るための点検調査する費用でございます。内訳につきま
しては、町道の路面状況の調査66万円、のり面の擁壁等の点検で70万円、道路照明、
標識等、道路附属物の点検で191万円、合わせて327万円の補正をお願いするもので
ございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第23号を採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第23号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定するこ
とに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 議案第23号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
は、原案のとおり可決されました。

◎閉 会 宣 告

○議長（村山修一君） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て議了いたし
ました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年度第1回羅臼町議会定例会を閉会します。

長時間、熱心に御審議をいただきまして、ありがとうございました。

午前11時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員